勧 告

本委員会は、別紙1の報告に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例(昭和26年7月青森県条例第37号)、任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年12月青森県条例第68号)及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年12月青森県条例第88号)を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期

ア イ以外の職員

期末手当の支給割合を1.175月分(再任用職員にあっては、0.65月分)とすること。

イ 特定幹部職員

期末手当の支給割合を0.975月分(再任用職員にあっては、0.55月分)とすること。

(2) 令和4年6月期以降

ア イ以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分(再任用職員にあっては、0.675月分)とすること。

イ 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0月分(再任用職員にあっては、0.575月分)とすること。

2 任期付研究員の採用等に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期

期末手当の支給割合を1.55月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とすること。

3 任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期

期末手当の支給割合を1.55月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和 3 年 12 月 1 日から実施すること。ただし、1 の (2) 、2 の (2) 及び 3 の (2) については令和 4 年 4 月 1 日から実施すること。